

(5) 審査期間の目標の達成状況等

高知県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから事件終結までの期間の目標を1年以内としている（平成17年3月17日第485回公益委員会議決定）。

平成17年3月17日以降に申立てがあった事件で終結したものは17件あり、そのうち1年以内に終結した事件は11件であった。また、この17件の平均所要日数は335日であった。

第1表 終結事件（平成17年3月17日以降申立分）の審査状況

事件番号	申立年月日	終結年月日	所要日数	審査回数			終結事由
				調査	審問	和解	
17年（不）1号	17.10.6	17.11.7	33				無闇与和解
18年（不）1号	18.7.27	19.3.23	240	3	3		命令（棄却）
19年（不）1号	19.5.29	20.2.25	273	3	3		命令（一部救済）
21年（不）1号	21.1.9	21.4.22	104	2			取下
20年（不）1号	20.1.10	21.8.24	593	6	4	2	命令（一部救済）
22年（不）2号	22.8.31	23.1.5	128	2			取下
22年（不）1号	22.8.31	23.7.21	325	5			取下
23年（不）1号	23.1.7	23.8.24	230	3	2		命令（棄却）
24年（不）1号	24.7.12	25.12.3	510	5	3	3	関与和解
27年（不）2号	27.12.11	28.8.8	242	3		3	関与和解
28年（不）1号	28.1.7	29.2.10	401	4	1		命令（一部救済）
27年（不）1号	27.2.16	29.3.30	774	5	3	1	関与和解
28年（不）2号	28.10.25	30.1.25	458	7			命令（一部救済）
29年（不）1号	29.7.6	30.3.23	261	3			命令（棄却）
30年（不）1号	30.11.28	1.11.25	363	6		1	命令（一部救済）
2年（不）1号	2.7.17	3.4.12	270	3	1		命令（一部救済）
5年（不）1号	5.3.6	6.7.12	495	5	1		命令（一部救済）
計（17件）	—	—	5,700	65	21	10	

平均所要日数 全体 (17件) : 335日

命令・決定事件 (10件) : 358日

取下・和解事件 (7件) : 302日

第2表 終結事件の平均所要日数（昭和24年～令和6年）

	のべ所要日数	終結件数	平均所要日数
命令・決定事件	17,816	41	435
取下・和解事件	90,994	159	572
計	108,810	200	544

（注）令和7年3月31日までに終結した事件を集計（昭和45年（不）第9～11号併合事件、昭和46年（不）第1号事件及び昭和51年（不）第1～10号併合事件を除く。）

第3表 審査期間別終結件数（命令・決定事件）

審査期間 終結年度	～30日	31～90日	91～180日	181～365日	1年超～1年半	1年半超～2年	2年超～3年	3年超	計
S24～33		2	1	1		1			5
S34～43		1	3	2				1	7
S44～53			1		3	1	1		6
S54～63						2			2
H元～10				2	2	2	4		10
H11～20				2	1				3
H21～30				2	2	1			5
R元～6				2	1			10	13
計		3	5	11	9	7	5	11	51

第4表 審査期間別終結件数（取下・和解事件）

審査期間 終結年度	～30日	31～90日	91～180日	181～365日	1年超～1年半	1年半超～2年	2年超～3年	3年超	計
S24～33	17	6	4	1	1	1			30
S34～43	8	23	7	13	6	2			59
S44～53	2	4	2	2	2	1	4	1	18
S54～63	1	3	5	1	2	2	1	12	27
H元～10			1	1	5	2	1	3	13
H11～20		1	1	1					3
H21～30			2	2	1		1	3	9
R元～6								4	4
	28	37	22	21	17	8	7	23	163